

旭川市住宅改修補助対象工事基準

省エネルギー化工事 (改修後の性能が既存より向上するものに限る)	開口部の断熱改修工事 ※別表 3 参照
	1 内窓の新設又は交換
	2 外窓の交換
	3 ガラスの交換
	4 玄関ドアの交換
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分譲マンションは専有部分、共同住宅は住戸部分のみ対象 ・ 改修後の対象部位の熱貫流率※が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅の省エネルギー基準(平成11年基準)(以下「省エネ基準」という。)に適合すること(別表3) <small>※開口部における熱貫流率$2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$以下、その他別表3による</small> <small>※熱貫流率: 熱の伝えやすさを表す数値で、数値が小さいほど性能が良いこととなります。 各メーカーのカタログ等で御確認ください。</small> ・ 壁等の造作により改修後の開口部の面積が、既存の開口部の面積の1/2以下となる場合の造作分は断熱性能が省エネ基準に適合する場合のみ対象
	床、屋根又は天井、基礎・外壁の断熱改修工事 ※別表 1・2 参照
	5 床の断熱改修
	6 屋根又は天井の断熱改修
	7 基礎・外壁の断熱改修
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建住宅で外気に接する部分のみ対象 ・ 改修後の対象部位の熱抵抗値※が、省エネ基準に規定する熱抵抗値以上とすること(別表1・2) <small>※熱抵抗値: 熱の伝えやすさを表す数値で、数値が大きいほど性能が良いこととなります。 熱抵抗値: 断熱材の種類と熱伝導率は別表1のとおりです。</small> 	
浴室・トイレの改良 ※別表 4 参照	
8 高断熱浴槽を備えた浴室への改修	
9 節水型トイレへの改修	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の対象部位の性能が別表4に該当するものであること ・ 新たに設置するものやトイレの水洗化、浄化槽に関する工事は対象外 	
性能維持・向上工事	屋根・外壁の改修
	10 屋根の改修(防水改修、葺き替え、塗替え、二重化等)
	11 外壁の改修(張替え、塗替え、モルタル補修等)
	内部の改修
	12 床(畳を含む)、内壁、天井の改修
13 建具の新設、改修	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根や外壁、内装改修の附帯工事で外気に接する部分の断熱材の入替え(軽微なものを除く)や外窓、ドアの交換を行う場合は、省エネ基準に適合するもののみ対象 ・ キッチン、厨房機器、洗面台、給湯器、ボイラー、家電製品、暖房機器、照明器具その他これらに類するものは対象外 	
共通	14 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事 (例) ・ 諸経費 ・ 養生、整理清掃その他工事に必要な仮設工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットバス、便器等の取替えに伴う電気、給排水、換気工事 ・ 対象工事に直接関係する撤去、下地、復旧工事
	15 その他上記に類するものと市長が認めた工事

- ・ 省エネルギー化工事は既存の性能を向上させる必要があります。単なる修理・交換は対象外です。
- ・ 新築、改築、空き家は対象外です。
- ・ 過去10年以内に本補助制度や住宅雪対策補助制度、やさしさ住宅補助制度で補助金の交付を受けて工事をした部分は対象外です。
- ・ 各種調査費、申請手続代行費、住設設備延長保証料、収入印紙代などは対象外です。
- ・ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

別表1 断熱材の種類と熱伝導率

断熱材の種類		断熱材のランク(熱伝導率λ (W/m・K))						
		A-1	A-2	B	C	D	E	F
		0.052～0.051	0.050～0.046	0.045～0.041	0.040～0.035	0.034～0.029	0.028～0.023	0.022以下
無機繊維系	吹込み用グラスウール	施工密度13K,18K			30K, 35K相当			
	住宅用グラスウール		10K相当	16K, 20K相当	24K, 32K相当			
	高性能グラスウール				16K, 24K, 32K相当	40K, 48K相当		
	住宅用ロックウール				マット,フェルト,ボード			
	吹込み用ロックウール		25K		65K相当			
木質繊維系	タタミボード	15mm						
	A級インシュレーションボード	9mm						
	シーリングボード	9mm						
	吹込用セルローズファイバー				25K,45K,55K			
発泡プラスチック系	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板			保温板4号	1号,2号,3号	特号		
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1種	2種	3種	
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム				A種3	A種1,A種2		
	A種ポリエチレンフォーム保温板			1種1号,1種2号	2種	3種		
	A種硬質ウレタンフォーム保温板					1種	2種1号, 2種2号, 2種3号, 2種4号	
	A種フェノールフォーム保温板				2種1号, 3種1号, 3種2号	2種2号	2種3号	1種1号, 1種2号

別表2 屋根・天井, 壁, 床の熱抵抗値・断熱材の必要厚さ

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗値	断熱材の厚さ(単位:ミリメートル)									
					A-1	A-2	B	C	D	E	F			
木造	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150			
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130			
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75			
			床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115		
		土間床等の外周部	充填断熱工法	壁	その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75	
					床	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
				土間床等の外周部	充填断熱工法	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
						壁	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35
木造、 枠組壁工法 または 鉄骨造	外張断熱工法 または 内張断熱工法	屋根または天井	屋根	5.7	300	285	260	230	195	160	130			
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130			
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80			
			床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95		
		土間床等の外周部	外張断熱工法 または 内張断熱工法	壁	その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70	
					床	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
				土間床等の外周部	外張断熱工法 または 内張断熱工法	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
						壁	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35
鉄筋コンクリート造等	内断熱工法	屋根または天井	屋根	3.6	190	180	165	145	125	105	80			
			天井	3.6	190	180	165	145	125	105	80			
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55			
			床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75		
		土間床等の外周部	内断熱工法	その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50		
	床			外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40		
	その他の部分			0.5	30	25	25	20	20	15	15			
	外断熱工法	屋根または天井	屋根	3.0	160	150	135	120	105	85	70			
			天井	3.0	160	150	135	120	105	85	70			
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40			
床			外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50			
土間床等の外周部		外断熱工法	その他の部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40			
その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15						

熱抵抗値R (㎡・K/W) = 断熱材の厚さd (m) ÷ 断熱材の熱伝導率λ (W/m・K) ※厚さの単位をmに換算すること

※充填断熱と付加断熱を併用する場合は、外張断熱の熱抵抗値を充填断熱の熱抵抗値に加えたうえで、充填断熱の熱抵抗値とみなし評価します。

別表3 開口部断熱工事に対する建具の種類

形態区分	建具の仕様		ガラス中央部の熱還流率 (W/m ² K)
窓または引き戸	ア	三重 (材質は問わない)	1.91以下
	イ	二重 (材質は問わない)	1.51以下
	ウ	二重 (建具の一方が木製又はプラスチック製)	1.91以下
窓、引き戸または框ドア	ア	一重 (木製またはプラスチック製)	2.08以下
	イ	一重 (木またはプラスチックと金属との複合材料)	
ドア	ア	木製 (扉が断熱積層構造)	
	イ	金属製遮熱断熱構造枠と断熱フラッシュ構造扉 (断熱材充填フラッシュ構造で辺縁部を熱遮断構造としたもの) で構成されるもの	

※建具・ガラスの組合せによる開口部の熱貫流率基準 (H11基準) : 2.33W/m²・K以下

(参考) 基準に適合する建具とガラスの組合せの例

建具の仕様		ガラスの仕様	代表例
構造	材質		
一重サッシ	木製又はプラスチック製	Low-E複層ガラス (ガス入り中空層12mm)	樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (ガス入り中空層12mm)
		Low-E複層ガラス (空気層12mm)	樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層12mm)
		三層複層ガラス (空気層12mm×2)	樹脂サッシ・3層ガラス (空気層12mm×2)
	木又はプラスチックと金属との複合材料製	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	アルミ樹脂複合サッシ・Low-E複層ガラス (空気層12mm)
三層複層ガラス (空気層12mm×2)		アルミ樹脂複合サッシ・3層ガラス (空気層12mm×2)	
二重サッシ	建具の一方が木製又はプラスチック製	単板ガラス + Low-E複層ガラス (空気層6mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層6mm)
		単板ガラス + 複層ガラス (空気層12mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・複層ガラス (空気層12mm)
	問わない	単板ガラス + Low-E複層ガラス (空気層12mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層6mm)
三重サッシ	問わない	単板ガラス + 単板ガラス + 単板ガラス	既存単板アルミサッシ + 既存単板樹脂サッシ・新規単板樹脂サッシ
ドア	木製 (扉が断熱積層構造)	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	木製断熱ドア・ガラスなし
	金属製断熱構造枠と断熱フラッシュ構造扉	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	金属製断熱ドア・Low-E複層ガラス (空気層12mm)

※窓やドアの断熱性能は各メーカーのカタログ等で御確認ください。

別表4 高断熱浴槽及び節水型トイレの性能基準

省エネタイプの設備	性能基準
高断熱浴槽	・ JIS A5532に規定する保温性能において「高断熱浴槽」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有すること (浴槽の蓋を含む)
節水型トイレ	・ JIS A5207に規定する洗浄性能において「節水Ⅱ型大便器」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有すること (大・小ともに6.5リットル以下)